

伊能忠敬測量に関する福岡藩の記録

―『公義天文方手附御国中測量記』―

森 山 苑 子
宮 崎 克 則

【解題】

『公義天文方手附御国中測量記』（以下「国中測量記」と略す）は、伊能忠敬の測量に関する福岡藩の記録を、長野誠（一八〇七―一八九二）が抜き書きしたものである。現在は「県史編さん資料」（三七一号）として、福岡県立図書館に所蔵されており、同じく抜き書きの『朝鮮人対州来聘記』（文化八年）とともに合冊され、『修史余録別集 五』の表紙が付いている。『修史余録別集』は一―十一の十一冊あり、最初に『修史余録 全』があり、この見返しに

藩史編輯之暇抄録而、他日為編別卷之用、今草釘為二十本也

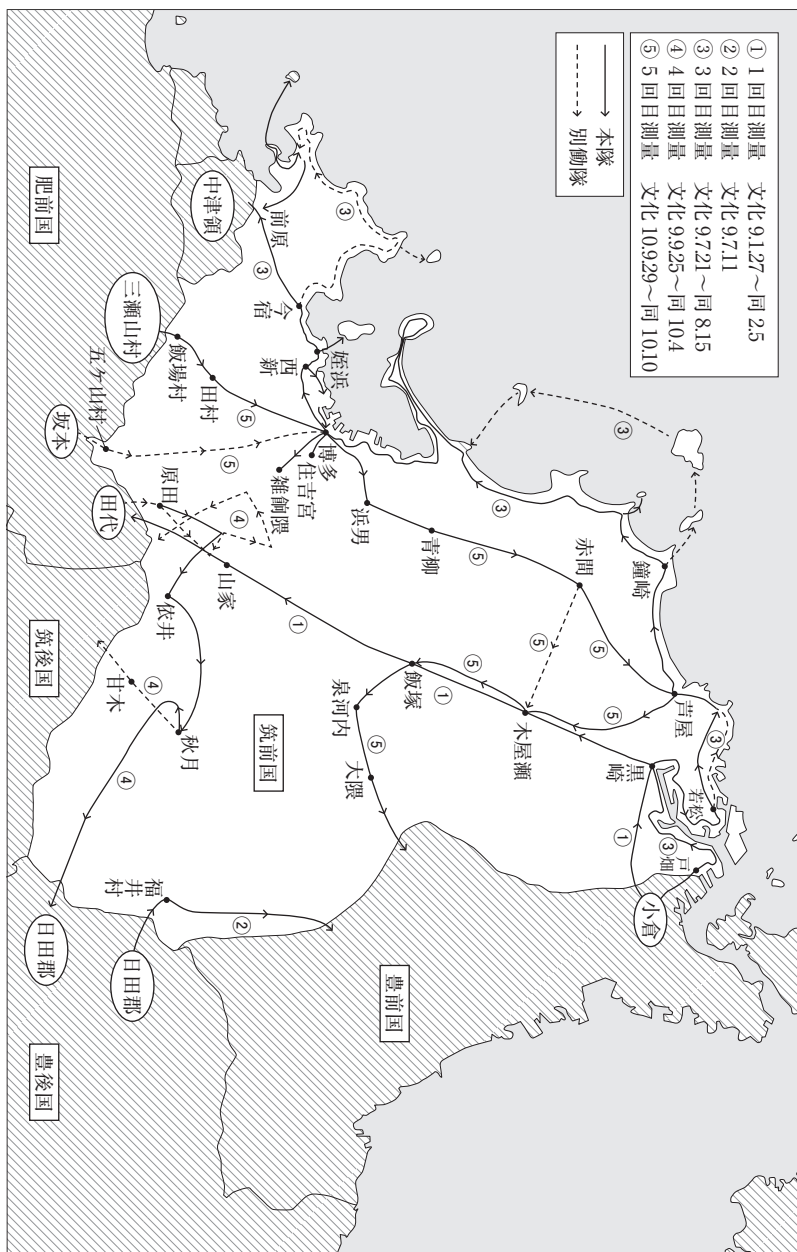
明治十年八月十三日 七十叟 長野誠

とある。長野の自筆であり、明治十年に「藩史編輯」を委託されていた長野が、その業務の暇に写したということが分かる。彼は七〇歳であった。「藩史編輯」は、明治政府が全国の府県に命じた編纂事業^②であり、長野は福岡県から委託されていた。

長野誠は、もと福岡藩家臣であり、藩の儒者である月形質の三男として文化四（一八〇七）年に那珂郡警固村（福岡市中央区）に生まれ、長野家の養子となり、藩の儒官として採用された。廃藩後は福岡藩政史の研究に努め、多くの業績を残した。彼の代表的著作として『閔史筌蹄』がある。長野は文政十一（一八二八）年～明治二十四（一八九二）年までの六三年間、閲読した約五〇〇〇点の典籍類を正史、紀伝、霸史、藩史、系譜、伝記、日記、僧伝などの二〇部門に分類し、それぞれに解説を施し、全四三巻にまとめた^③。本書は「県史編さん資料」（番号三五三～三六二）として福岡県立図書館にあり、現在はマイクロフィルム（リール番号三〇四〇～三〇四九）で閲覧することができる。また『筑前芸文考』は、全三巻で治承二（一一七八）～明治年間迄の武芸・詩文・和歌・俳諧などの書を収録している^④。長野が写した『国中測量記』は、文化九（一八二二）年～文化十（一八二三）年の伊能忠敬による測量に対する、福岡藩の対応を記している。福岡藩は当初から伊能測量に協力的だったのだろうか。

伊能自身が記した『測量日記』^⑤とともに、福岡藩の『国中測量記』をもとに藩内の測量経路の概要を【図一】に示す。ところで、「伊能図」は縮尺の違いで「大図」・「中図」・「小図」に区分される。

『国中測量記』は、藩の記録を写したものであり、長野誠によると、○印の部分は「大意」を写し、△印の部分は「委細」を写したという。原本は現在、九州歴史資料館にある「黒田家文書」に残っていないから、すでになくなっていくと思われる。『国中測量記』は、文化二（一八〇五）年二月二十二日、幕府勘定所から福岡藩の江戸留守



【図1】 福岡藩内の測量経路

(注) 伊能忠敬『測量日記』(原田種純他編『伊能忠敬測量日記(福岡・大分・宮崎県下の部)』(九州ふるさと文庫刊行会、1976年)、『公義天文方手附御国中測量記』(『県史編さん資料』371号、福岡県立図書館蔵)より作成する。

居が呼び出され、「伊能勘解由」による九州測量の通達があったことから始まる。そして文化八（一八二二）年十二月、ふたたび幕府勘定所から伊能「測量方」による九州測量の通達があり、福岡藩の領地にもやってきた。

このときの測量は、全国測量の順序で言えば第八次測量にあたり、九州測量は二回目であった。伊能は文化八年十二月二十五日に江戸を出発、翌年一月二十五日に小倉藩の城下町に到着した。小倉から北部九州の内陸部を測量しながら鹿児島まで南下し、屋久島・種子島を測量、九州内陸部を縦横に測りながら北上し、ふたたび小倉に戻った。その後は、福岡・佐賀・長崎（佐世保で越年）を測量し、ふたたび小倉へ戻り、本州を測量しながら文化十一年五月二十三日に江戸へ帰着した。全日程は九一三日に及び、最長の測量となった。この測量の特徴は屋久島と種子島の測量が行われたこと、測量期間中に伊能の片腕であった坂部貞兵衛が死亡したことであった。

以下、『国中測量記』の主な内容を紹介する。

【福岡藩一回目測量】文化九（一八二二）年一月二十七日～二月四日

福岡藩内の測量経路は【図1】の①に示しているように、豊前国小倉藩の城下町小倉から、筑前国福岡藩の黒崎宿・木屋瀬宿を通り、山家宿までである。つまり、長崎街道のうちの福岡藩領の宿場（筑前六宿）を通った。この時、伊能隊は通る道筋の村の様子を書き上げた「村々書上」を提出するよう福岡藩に求めた。伊能隊は雛型も示した。雛型には、村の石高・家数・範囲・街道の有無、寺社・名産などを書き上げることが示されていた。福岡藩の領地は、徳川将軍から与えられた土地ではあるが、福岡藩主黒田氏の領地であり、黒田氏が年貢を決め、農民から年貢を徴収する土地である。その黒田氏の領地の村々の様子を、幕府から派遣された伊能隊に教えよというのである。福岡藩はどのように対応したのか、『国中測量記』に藩側の困惑ぶりが見える。

爰元ニおゐて重疊遂詮義候処、右教書面不容易個条而已ニ付、不書出ニ而相済候様有之度候得共、是非不書出候而は不相済節、村役限りニ而は行届申間敷ニ付、村々書上取調子として御右筆記録、分間方面役被差越候

藩の首脳部が「詮議」した結果、「村々書上」は提出したくないが、提出せざるを得ない場合、村の庄屋たちだけでは不安なので、上野小八（記録方）と山本源助（分間方）を派遣して対応させた。⁽⁸⁾ 遠賀郡では事件があった。

遠賀郡村々書上、陣原大庄屋今差出候由之処、右書上は容易ニ不書出及断様、郡奉行自己ニ指図いたし候趣ニ付、測量方え差出置候書上をも取下ケ、大庄屋他行ニ付書上難差出由村役人今相答候ニ付、測量方今、村々書上差出候様達方之儀郡奉行・代官ニ対シ書付差越、速ニ返答之儀申入候由申出候ニ付、甚不行届趣木屋瀬御代官を以挨拶ニおよびせ候得共、承引不致、其末山家御代官之取計を以致承引、右測量方今差遣候書付致返弁相済

伊能隊へ提出した「村々書上」を、郡奉行独自の判断で取り下げさせたのである。伊能隊から理由を問い糺す「書付」が送られ、即刻の「返答」が求められた。藩としては、「不行届」を木屋瀬宿の代官に誤らせたが、伊能隊は納得せず、ようやく山家宿の代官（原左太夫の仲介によって解決し、伊能隊が出した「書付」はそのまま返却された。これによって、伊能隊から福岡藩への〈問い合わせ〉は、なかったことになったのである。

山家宿の代官原左太夫は、「原左太夫義は天文歴術執行いたし罷在候ニ付、右之咄等いたし甚都合も宜相見え

候」とあり、彼は天文学の知識を持っていたから、伊能隊の不满を和らげることができたようである。このとき、次回からの福岡藩測量では、原が伊能隊に付き添うことになった。この後、福岡藩は周辺の諸藩の対応を調べた。

後、隣国ニ而之取扱振諸口外聞差出候処、隣国ニ而は厚キ取扱振合ニ相聞え候ニ付、諸役人御用掛り被仰付、就中測量方付廻役三人被相立

藩の対応は遅いように思われる。伊能隊による九州測量は二度目であるから、一度目のときの小倉藩や南九州諸藩の対応を調べておくべきだった。福岡藩は、事件が起こってから、慌てて周辺諸藩の対応を調べ、三人を付き添わせることにしたのである。付き添い役の上野小八（御右筆記録方）については、

小八義は年来御境目御用受持居申、度々出郡をもいたし、御国中之地理能致勘弁居候上、測量方初而御領内入込之節も急速ニ被差越たる義ニ付、旁以此度御用掛被仰付

とあり、日頃から藩領の「境目御用」を担当し、「国中之地理」にも詳しく、一回目の福岡藩測量で村々に派遣された実績があるため選ばれた。同じく山本源助（分間方）については、

源助義此度公義分被差廻候測量之業ハ、分間之業同様之義ニ付、其業心得候者付添居不申ニ而ハ不都合可有之、其上村々分出候書上之儀も専地理ニ掛り候儀ニ付

とあり、日頃から「分間方」として測量業務を担当しているため測量について心得があり、「村々書上」は地理に関わる内容であるため選出されている。三人目の原左太夫について、

左太夫義は測量方山家止宿之夕、為挨拶罷出候処、測量方御領中付廻之役方無之候而は、不案内之儀ニも有之、甚不都合ニ付

とあり、山家宿で伊能隊と面会した折、伊能隊から付廻り役を求められたことによる選出と分かる。この他、藩は伊能隊へ対応するために「医師」や「買物奉行」などの役割も決めた。

【福岡藩二回目測量】文化九（一八二二）年七月十一日 【図1】②

今回の測量経路は、豊後国日田郡より福岡藩の上座郡に入り、同郡福井村から測量し小石原村に宿泊後、豊前国の境目までであった。

【福岡藩三回目測量】文化九（一八二二）年七月二十一日〜同八月十五日 【図1】③

全五回の福岡藩測量のうち、最も重要な測量であった。というのは、藩内の海岸線と街道及び島々の測量、数日にわたる福岡・博多の測量が行われたからである。伊能隊は小倉から福岡藩の遠賀郡に入り、戸畑↓黒崎↓若松↓芦屋↓鐘崎の海辺を進み、地島・大島などの島々も測量した。引き続き海辺を測量し、八月四日〜七日まで

博多の呉服町に宿泊、四日間かけて福岡・博多の城下町を測量した。八月五日は宿所から住吉宮までを測量、同六日は雑餉隈^{ざっしゅうのくま}まで、同七日は中洲の東中島橋から西新までを測量した後、海辺を測量しながら呉服町の宿所に戻ってきた。なお、

波戸場、那珂郡川洲口迄は、御外郭二而御要害地二候得は、無測量二而相済候様、付廻役を以申入らせ候処、
承知有之

とあり、福岡城周辺は「御要害」の軍事施設だから測量されなかった。【図2】は「伊能大図」の福岡部分を拡大している。これに見えるように、福岡城の周辺に測量線はなく、城郭は絵画風に描かれている。図中の☆印は天体観測したことを示す。その後の伊能隊は、海岸線を西へ進み、姪浜や今宿から海辺と街道を測り、八月十五日に糸島の中津藩領へ移動した。

全国を二一四枚で表す「伊能大図」の原本の多くは火災などで焼失したが、明治期に日本の軍部が写したものを、第二次大戦後にアメリカ軍が接収した「伊能大図」がアメリカ議会図書館で再発見された（アメリカの「伊能大図」をもとに彩色を追加し、全国の「伊能大図」を集成した『伊能大図大全』七巻が河出書房新社から刊行されている。二〇一三年）。

(注) アメリカ議会図書館蔵



【図2】「伊能大図」の福岡部分

【福岡藩四回目測量】文化九（一八二二）年九月二十五日～同十月四日 【図一】④

伊能隊は肥前国田代宿（対馬藩）から筑前国原田宿（福岡藩）へ入り、本隊は福岡藩の御笠郡宰府→夜須郡依井へ進み、九月二十九日に福岡藩支藩の秋月に宿泊、上座郡山田・久喜宮へ進み、十月四日に幕府直轄地の豊後国日田へ入った。別動隊は夜須郡二村→御笠郡宰府→粕屋郡宇美→御笠郡筒井→夜須郡石櫃を測量、九月二十九日に秋月で本隊と合流、翌日甘木へ向かい、十月一日に久留米藩領の筑後国松崎へ入った。

【福岡藩五回目測量】文化十（一八二三）年九月二十九日～同十月十日 【図一】⑤

本隊・別動隊がそれぞれ別の場所から福岡藩領へ入ってきた。本隊は九月二十九日に佐賀藩の肥前国三瀬山村から福岡藩の怡土郡飯場村へ入り、田村→博多へ進み、十月一日・二日に博多に宿泊した。別動隊は佐賀藩の坂本村から福岡藩の那珂郡五ヶ山村へ入り、網取→片縄→福岡城下の中名島町まで測量し十月一日・二日に本隊と博多で合流した¹⁰。その後は浜男→青柳→赤間の唐津街道を測量し、十月五日に再び二手に分かれた。本隊は芦屋から遠賀川沿いを上り、別動隊は長谷を経由して、十月六日に木屋瀬で合流、木屋瀬から飯塚まで遠賀川を船で上った。その後は泉河内村→大隈村を測量し、文化十年十月十日、小倉藩領の豊前国へ入った。

伊能隊の天体観測について、彼らは宿泊時に天体観測を行うため、南北に一〇坪程の見晴らしの良い場所の確保を要望していた。博多に泊まったときの『国中測量記』に、

測量方之義は、泊所々々二おゐて、夜々星測有之、博多泊之節、福岡本ノ上名島町会所迄罷越、同所二而福岡之星測いたす

とあり、博多から福岡の「上名島町」へ出向いて観測したことが分かる。【図2】の福岡の「上名島町」付近に☆印がある。博多にも☆印があり、福岡と博多で「星測」したことが分かる。伊能忠敬が書いた『測量日記』を見ると、文化九年八月四日～六日の博多呉服町逗留期間に「この夜晴天測」とあり、文化十年十月一日に「この夜福岡城下にて星測、四ツ時後帰宿」とあり合致する。宿に帰ったのは「四ツ時後」の夜中一二時過ぎだった。

福岡藩の記録である『国中測量記』は、初め伊能測量に非協力的であった藩が、しだいに協力していく様子が具体的な対応策とともに読みとれる史料である。福岡藩では庄屋たちも伊能測量に関する記録を残しており、例えば、怡土郡井原触の大庄屋が記した文化九年「御測量方一件」(「三苦文書」二五三三号、九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門蔵)などがある。藩と庄屋たちが残した記録、さらに伊能自身の記録を合わせて、福岡藩内における伊能測量の実態をより明らかにすることができる。

【注】

- (1) 主な先行研究として、渡辺一郎『図説 伊能忠敬の地図をよむ』(河出書房新社、二〇〇〇年)。星埜由尚『伊能忠敬 日本をはじめて測った愚直の人』(山川出版社、二〇一七年)。増村宏「大谷亮吉編著『伊能忠敬』の日本測量について」(『地学雑誌』、七十七巻、四号、社団法人東京地学協会、一九六八年)。保柳睦美「伊能図の意義と特色―伊能忠敬一五〇年祭祀記念講演(一九六八年五月二十五日東京地学協会総会講演―)」(『地学雑誌』七十七巻、四号、社団法人東京地学協会、一九六八年)など。

- (2) 太政官第一一八号達(明治九年十二月二十二日)。内閣官房局編『法令全書(第九卷一―)』(原書房、一九七五年、三九六頁)。

- (3) 福岡県立図書館編「郷土資料解題(七)」(福岡県立図書館報 No.1、一九八六年、六頁)。
- (4) 岸田信敏編「芳齋 長野誠略伝」(関史銓蹄筑前郷土誌解題〔復刻版〕文献出版、一九七六年、五頁)。
- (5) 原田種純他編『伊能忠敬測量日記(福岡・大分・宮崎県下の部)』(九州ふるさと文献刊行会、一九七六年)。「伊能図」の特徴については、渡辺一郎『図説 伊能忠敬の地図をよむ』(河出書房新社、二〇〇〇年)を参照。その他の特徴は、測量線が未で描かれていること、沿道風景や測量の目標とした山島や岬も描き込まれており、絵画的に美しい仕上がりであることがある。
- (6) 全国の測量については以下を参照。渡辺一郎編『忠敬と伊能図』(伊能忠敬研究会、一九九八年)。渡辺一郎『図説 伊能忠敬の地図をよむ』(河出書房新社、二〇〇〇年)。
- (7) 「筑前六宿」は長崎街道の福岡藩内の宿場(黒崎・木屋瀬・飯塚・内野・山家・原田)の六宿をいう。長崎街道は豊前国小倉を起点に肥前国長崎へ至る街道であった(藤野保・木村礎・村上直編『藩史大事典 九州編』雄山閣、二〇一五年を参照)。
- (8) 「分間方」は測量を担当する役職、「記録方」は記録所に勤め、過去の記録の編集や調査を行った(江藤彰彦「福岡藩における記録仕法の改革―法の蓄積と法令による支配―」、『西南地域の史的展開〈近世篇〉』思文閣出版、一九九八年)。
- (9) 原田種純他編『伊能忠敬測量日記(福岡・大分・宮崎県下の部)』(九三頁)の九月二十八日欄に、別動隊の動きについて「筑前福岡道を測り背振越(中略)五箇山村止宿下に打止(中略)五箇山村止宿」とある。よって別動隊の福岡藩領への入り込みは九月二十八日と分かる。

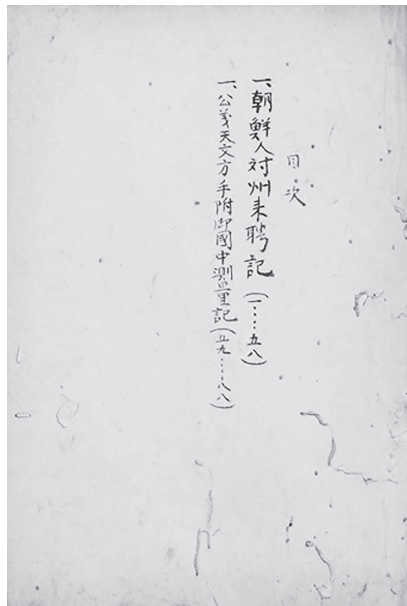
(10) 原田種純他編『伊能忠敬測量日記(福岡・大分・宮崎県下の部)』(九五頁)の十月一日に、「九ツ前博田^{フク}呉服町着、町奉行下役進藤善藏・岩崎壮兵(中略)出る、福岡年行司も出る」とある。宿泊先は博多呉服町、そこへ町奉行下役の藩役人や福岡年行司の町役人も挨拶にやってきた。

【凡例】

- 解説にあたり、用字は原史料のとおりとするが、常用漢字のあるものはこれを用いた。
- 「メ」(しめ)と「ㇿ」(ㇿ)は原史料のとおりとした。「ホ」は「等」、「江」は「え」とした。
- 変体仮名は、平仮名に改めた。
- 判読できなかった文字は、□とした。
- 欠字・平出はともに省略した。
- 読点は解読者による。



【表紙】



【内表紙】

朝鮮人
天文方

【表紙】

修史余録別集

五

【内表紙】

目次

- 一、朝鮮人対州来聘記（一……五八）
- 一、公義天文方手附御國中測量記（五九……八八）

国中測量

【本文】

公義天文方手附御国中測量記

大意 ○印は大意之本文

△印は委細ニ書記之内抄出之

勘定所 ○文化二年二月廿二日、御勘定所ハ御留守居御呼出之上、天文方高橋作左衛門殿手附伊能勘解由等、此度測量為御用九州・壹岐・対馬まで罷越候ニ付、其段相心得候様御達有之、依之御領内ニ而御取扱振之義、追々江戸ハ申来居候処、又々文化八年十二月廿五日御勘定所ハ御留守居御呼出之上、測量方今廿五日江戸出立之趣御達有之旨江戸ハ申来ル、然処御測量方御領内入込之先触并村々地理書上之教書、文化九年正月廿五日黒崎宿ニ到来之旨御代官戸田平内ハ及注進候ニ付

△測量方名元

天文方手附 伊能勘解由

伊能勘解由

坂部貞兵衛

同手伝勤方

坂部貞兵衛

同下役

永井甚左衛門

今泉又兵衛

門谷清次郎

先触

△先触 測量方

人馬繼立

国々測量為御用、明後廿七日豊前小倉出立長崎街道山家迄相越、夫々肥後南関通り薩州鹿兒島迄街道相測候間、御証文之通人馬繼立、且右通行筋村々々別紙案文之通書付差出、村送り案内可有之候

拾九人

星測

一、惣人数上下拾九人相越候間、止宿等差支無之様、且泊宿之儀雨天其外御用調ニ而逗留も有之候間、途中迄追々可達候、尤泊所ニ而夜分星測有之候ニ付御測器持込候、南北見晴之場所拾坪計用意可有之候

以下二ヶ条略之

村々書上

△村々書上案文写

何之誰領分

何国何郡何村

家数

一、高何千何百何拾何石何斗何升

一、家数何百何十軒

内

何百軒

本村

何件

字何

何拾軒

枝郷何

村長

一、村長東西何拾何町、南北何拾何町

何拾何町

居村

何拾何町

野間

一、村内往還何拾何町何拾間、何村境何何村、居村往還二候ハ、居村往還通二御座候と認メ、若本村往還ハ引込、枝郷計往還通り二候ハ、其訳を認メ

街道

一、村内街道何ヶ所

内

何州何郡何城下へ道法何里

何陣屋へ道法何里

何寺社へ道法何里

何川

一、何川船渡歩行或橋長何拾何間、但、川上何方ハ流出、凡何里

一、寺 何宗何山何寺

一、社 何 祭神 神主誰

名所

一、名所 何々

一、旧跡 何々

名産

一、名産 何々

古城跡

一、古城跡 何山誰古城、駈と不相分は誰古城と申伝候と認メ

遠山見渡

一、遠山見渡 何山方角凡何里

右之通相違無御座候、以上

年号月日

何村庄屋

誰印

教書面

○爰元ニおゐて重疊遂詮義候処、右教書面不容易個条而已ニ付、不書出ニ而相濟候様有之度候得共、

是非不書出候而は不相濟節、村役限りニ而は行届申間敷ニ付、村々書上取調子として、御右筆記

分間方

録、分間方両役急ニ被差越候処

上野小八

△上野小八記録方、山本源助分間方、村書上其外為調子被指越置候て、右村役之者ニ而不相濟節は、

山本源介

右兩人間庄屋之形粧ニ而測量方え致出会候方可然と申合、其段兩人え小川主計御用勤及御達

六宿

○書上なしニ而ハ不相濟趣ニ付、右両役分書上相調子差出させ、無滞六宿筋測量相濟、二月五日御

笠郡西小田村御境目分筑後国え引移ル、△測量方道順委細ニ後ニ在之、併御領内え入込之初メ、

郡奉行指図

遠賀郡村々書上、陣原大庄屋分差出候由之処、右書上は容易ニ不書出及断候様、郡奉行自己ニ指

図いたし候趣ニ付、測量方え差出置候書上をも取下ケ、大庄屋他行ニ付書上難差出由村役人分相

答候ニ付、測量方分、村々書上差出候様達方之儀、郡奉行・代官ニ対シ書付差越、速ニ返答之儀

不行届

申入候由申出候ニ付、甚不行届趣木屋瀬御代官を以挨拶ニおよばせ候得共、承引不致、其末山家

山家代官

御代官之取計を以致承引、右測量方分差遣候書付致返弁相濟、右之通六宿通行相濟候

木屋瀬代官

山家代官
原左太夫

隣国

御用掛

上野小八

山本源助

△木屋瀬御代官小島源五右衛門、飯塚宿ニおゐて測量方え出會、村役人共取計方不行届御用御差間ニ相成候趣ニ相聞え候、甚不埒之次第ニ付、村役人共急度答申付候、以来ハ御用御差支ニ不相成様可申付旨断ニ及候処、承知不致、最前遣置候書付之返書御指越被下候様達而申候由之処、測量方之面々二月四日夕山家致止宿候ニ付、同宿御代官原左太夫義為挨拶罷越致出會、左太夫義は天文歴術執行いたし罷在候ニ付、右之咄等いたし甚都合も宜相見え候ニ付、最前測量方之遣候書付、返書なしニ而相濟候様坂部貞兵衛之申入候処、此以後御用さへ指支不申候得は宜候間、重而入込之節、左太夫ニ而も始終付添候ハ、返書ニは及不申旨貞兵衛申候由申出候ニ付、測量方之望通り之義は可被仰付候条、黒崎ニ而彼方之遣候書付は速ニ彼方え差返候様、尤相望候義は役筋之申出置候間相叶候趣と申儀をも書状ニ申越、測量方止宿所え左太夫之送り越候様、郡奉行え及御達○後、隣国ニ而之取扱振諸口之外聞差出候処、隣国ニ而は厚キ取扱振合ニ相聞え候ニ付、諸役人御用掛り被仰付、就中測量方付廻役三人被相立

△御用掛御家老始、御用勤、御納戸頭、御用聞、町奉行、郡奉行、船手頭、浦奉行、御右筆ニ候得共、名許ハ略之

左之三人、始終為付廻差越之

御右筆記録方御境目引切受持

上野小八

分間方

山本源助

村々書上之儀專請持之、尤測量方手分ニ相成候節は諸用を兼受持

山家御代官

原左太夫

原左太夫

諸用專請持之

国中地理

小八義は年来御境目御用受持居中、度々出郡をもいたし、御国中之地理能致勘弁居候上、測量方初而御領内入込之節も急速ニ被差越たる義ニ付、旁以此度御用掛被仰付、左太夫義は測量方山家止宿之夕、為挨拶罷出候処、測量方御領中付廻之役方無之候而は、不案内之儀ニも有之、甚不都合ニ付、此先当夏秋ニ至御領内海辺測量いたし候節ハ、何卒付廻り之役被差出被下候様、手筋迄申出呉候様重畳相頼由左太夫申出之、右ニ付御用人評議有之、いつれ付添等無之ニ而は不都合成義も可致出来候条、小八・源助義も此度ハ表立付廻り被仰付、左太夫義も先方引合御都合も宜有之候間、是又付廻り被仰付候方可然と相決、相達之、差出候書付後紙ニ載之、源助義此度公義被差廻候測量之業ハ、分間之業同様之義ニ付、其業心得候者付添居不申ニ而ハ不都合可有之、其上村々出候書上之儀も専地理ニ掛り候儀ニ付、右調子等も被仰付可然、評議之上相達之

△一、無礼以下末々至迄、左之通為付廻罷出

医師壹人

醫師
分間方

始終付廻ル

分間方手附一人

国産物代

拾三両

受持郡限り付廻り

郡方附両人充

海辺測量之節計始終附廻

浦方付両人

賄方見繕として始終付廻ル

買物奉行手附二人

請持限り罷出

郡大庄屋中

右同

浦大庄屋中

村限案内、又郡方二而請持申付

庄屋中

候者共ハ郡中付廻も有之

組頭中

右同

浦庄屋

右同

組頭中

○次入込御取扱筋をも事々被相定御国産物被下代として、御領内二而数度金子被下、種々所望之品有之分ハ、任望御仕渡被下

△五度之被下二而、都合左之高被下之

一、拾三両三步 伊能勘解由

一、八両 坂部貞兵衛

右之外、下役三人、弟子三人、竿取三人、侍分四人、中間五人二被下高合金六拾貳両壹歩、銀百七匁五分

但、勘解由御取扱方端御減少被下、儉約之余慶も有之候ハ、御国産之品をも被下候分、代金

所望之品

五度入込

要害地

星測

博多泊

測量之次第

を以被下候ハ、永ク重宝仕儀ニ而、別而難有事ニ候段、噂之趣申出、依之右之通追々被下
所望之品略之

○文化九年の同十年ニ至、都合五度御領内え入込、往還、海辺并御國中十九神、其外大社、遠賀川筋測量有之、上座川筋も測量之趣ニ相聞へ候ニ付、御手当有之候得共、測量相止ミ候、測量方御領内え三度目入込之節、両市中海辺往還も測量有之、尤波戸場分那珂郡川洲口迄は、御外郭ニ而御要害地ニ候得は、無測量ニ而相済候様、付廻役を以申入らせ候処、承知有之海辺ハ舟中分相測り可申旨ニ而、湊町、裏浜辺迄ハ舟中分相測候得共、其後風波強ク相成、無扨海浜測量いたす、其後文化十年又々五ヶ山村分御領内え入込候節、岩戸口分万町街迄測量有之、測量方之義は、泊所々々ニおゐて、夜々星測有之、博多泊之節、福岡本ノ上名島町会所迄罷越、同所ニ而福岡之星測いたす

△測量之次第ハ、測量方日々二手ニ別レ致測量、一手ハ伊能勘解由、下役・内弟子半充附、一手ハ坂部貞兵衛、たとへハ往還測量之節、其日四里測量之積ニ候得は、一手ハ凡二里程行、夜明ヶ候程二夜を込旅宿出立、夜明ヶ候上ニ而二里程先キ分測量初メ、泊所之前迄測量いたす、一手ハ夜明ヶ候上旅宿致出立、旅宿之前分測量初メ、先手之測量仕初メ迄測量、畢而無測量ニ而旅宿え着いたす、尤地理之模様ニ寄、一手ハ浜手、一手ハ往還測量或別道測量等有之

村役人
人夫

測量之節附廻り候村役人并人夫

掃除夫

式人

先払、其村限り庄屋案内

庄屋式人

一郡切ニ付添、物馴候庄屋撰ひ申付ル

庄屋式人

記録案内

庄屋壱人

数取請持

庄屋壱人

数取ハ、間繩之数をしらへ候役也

梵天持夫才判

庄屋壱人

梵天とハ、測量方方位を見通候印ニ建候笠也

拾六人ハ

梵天持夫

外五人ハ始終付廻

但、梵天持夫之義ハ、手馴不申候而は不都合ニ可有之ニ付、五人程御当用令御雇立ニ相成、

始終付廻被仰付、其者共頭取仕

式人ハ

磁石台持

行駄夫、諸道具持夫等略之

星測

星測之次第ハ、四方相甘キ候地所ニ而、泊所々々ニ而毎夜星測有之

星測とハ、其所之星之度数を測り候業也

初度目	小倉	黒崎	山家	二度目	日田	小石原
△初度目入込測量道順	文化九年申正月廿七日、小倉御境目入込、六宿筋測量	黒崎宿	山家	△二度目入込測量道順	御境目、上座福井村抱合	鼓村
	正月廿七日・廿八日夕泊	木屋瀬	同 四日夕泊	文化九年申七月十一日、日田郡吉竹村入込	御境目、上座福井村抱合	七月十一日昼
	正月廿九日・二月朔日夕泊	飯塚	御笠郡西小田村抱、筑後御境目迄		鼓村	小石原村
	二月二日夕泊	内野	同 四日夕泊		小石原村	同夕泊
	二月三日夕泊	山家			豊前下落合村、御境目迄	

三度目

△三度目海辺并往還測量

文化九年壬申七月廿一日、豊前国小倉小倉領こくら入込いりごめ

御境目江ノ口海辺えのくち迄

外海際測量

遠賀戸畑

廿一日昼休

是こ内海測量

黒崎

同夕泊

若松村抱

同廿二日夕泊

二島

同廿二日昼休

若松

同夕泊

七月廿三日、若松わかし令を二手に別わかレ、一手ひと八はち頓とん田でん村むら迄まで引返ひきかえシ、同村どうむら令を江川えがわ測量そくりやう、一手ひと八はち外がい海かい際さい測量そくりやう

外海際

小石

七月廿三日昼休

脇浦

同夕泊

脇田

七月廿四日昼休

江川筋

払川

同廿三日昼休

山鹿

同夕泊

山鹿

外海

若松

内海

外海

柏屋 大島 津屋崎 神湊 芦屋

是の外海測量、脇田ニ而双方之測量行合ニ相成引返シ

芦屋 七月廿四日夕泊

海辺測量

波津 七月廿五日昼休

宗像鐘崎 同夕泊

七月廿六日夕二手ニ別レ、一手ハ島々測量、一手ハ海辺測量

海辺

勝島 廿六日昼休

神湊 同夕泊

勝浦 廿七日夕泊

津屋崎 廿八日夕泊

島々

宗像地島 廿六日昼

同大島 廿六日、廿七日両夕泊

柏屋相島 廿九日夕、本ノマ、晦日泊

七月晦日、二手ニ相成

柏屋新宮 晦日夕泊

志賀島

海辺測量

志賀島

八月朔日夕泊

浜男

同二日夕泊

八月三日、二手ニ別レ、一手ハ往還并香椎宮測量、一手ハ海辺測量

箱崎

箱崎

泊

八月四日、二手ニ別レ、一手ハ往還、一手ハ海辺、二手共中島東橋迄測量、取合引返シ

博多

博多呉服町

八月四日夕七日迄泊

八月五日、住吉宮測量

同七日中島東橋迄往還測量、西新町迄測量、是迄跡帰り福岡浜辺測量

同六日、日田往還筋、雑餉隈迄測量

同八日、二手ニ別レ、海辺、往還測量

姪浜

早良姪浜

八日泊

八月九日、残島渡海、一手ハ往還、一手ハ海辺測量

今宿

志摩今宿

九日夕泊

八月十日二手ニ別レ、一手ハ往還筋、一手ハ海辺測量

海辺

今津

十日夕泊

中津領	芥屋	姫島	前原	野北	唐泊
					宮浦 十一日、十二日泊
					唐泊 十一日昼
					引返シ宮浦泊
					西浦 十二日昼
					同断
				八月十三日、玄界渡海測量仕廻、直ニ西浦渡海	
				野北 十三日夕泊	
				芥屋迄測量、芥屋村抱黒磯ニ而行合	
				往還筋	
			前原 十日、十四日夕泊		
			萩浦村抱御境目測量、引返、前原泊、同十一日海辺測量		
			久家 泊		
			岐志 十二日夕泊		
			十二日、久家々姫島え渡海、十三日海辺測量		
		芥屋 十三日夕泊			
		黒磯迄測量、行合、引返、前原泊			
		十五日、中津領え入込候事			

四度目

田代

原田

宰府

宇美

秋月

△四度目入込道順

文化九年九月二十五日、肥前国田代今御笠郡原田駅之入込

一手八

原田

廿五日夜泊

一手八、山家道街迄測量引返

二村

廿五日夜泊

廿六日、二村、博多往還街今榎寺通宰府迄測量

宰府

廿六日夜泊

廿七日、宇美道并宝満測量

粕屋宇美

廿七日休

御笠筒井

同夕泊

関屋迄測量

夜須秋月領石櫃

廿八日夜泊

秋月

廿九日夜泊

原田泊、一手原田村抱、觀世音寺村抱測量

宰府

廿六日夜、廿七日夜泊

博多	曲渚	三瀬山	五度目	山田	甘木	夜須
博多	田村	曲渚	△五度目入込測量道順 文化十年酉九月廿九日、肥前三瀬山村の飯場村え入込測量	久喜宮 御境目境谷川迄、十月四日日田郡え入込	甘木 十月朔日、筑後国松崎二入込 一手ハ 下座桑原 上座山田	夜須秋月領依井 廿八日夕泊 秋月 廿九日晦日泊 晦日ハ 晦日ハ 甘木 晦日泊
博多	晦日泊	廿九日泊		同三日泊	十月朔日泊 同二日泊	
十月朔日、二日泊						

五ヶ山

一手八肥前国坂本村五ヶ山村へ入込測量

綱取

九月廿九日泊

片縄

片縄

九月晦日泊

葉院村ノ内出口、中名島町街迄

博多

博多

朔日、二日泊

十月三日、博多出立三而浜男ヶ測量

青柳

三日泊

赤間

赤間

四日泊

同五日ヶ二手二而、一手八芦屋往還測量

芦屋

芦屋

五日泊

遠賀川

同六日、遠賀川測量、今村前二而二手取合、小屋瀬泊(本)

一手八

長谷

五日泊

小屋瀬(本)

六日泊

飯塚

飯塚

七日泊

此間、初度測量相済二付、六宿往還と秋月往還と之街ヶ測量

秋月領泉河内村

八日泊

地理書上

村々絵図

公納図

文化十一年

全部二十二冊

大隈

九日泊

猪ノヒ(猪熊)ザ御境目迄二而御領内測量相濟、重而入込なし

扱又村々ハ測量方エ地理書上之儀、不容易個条多ク有之ニ付、深ク不遂詮義候而ハ難書出ニ付、為下調子掛り役々出郡被仰付、村々ハ下調子書上、村々絵図をも受取、掛り役々ハ重疊相調子候上、御書出無之新田御開、或往還筋公納図と不引合所々、新屋新村之唱有之村、并村名仮名付御書上ニ洩居候村々、又は郡境村境論所、其外御書上之神社帳ニ洩居候社、及古城・名産等之儀ニ至迄、書上方厚ク加評義、書法相定之村々書上之案文、筋々エ相渡之書出させ候、測量方通行筋之絵図をも相望候ニ付、公納図をふまへ相仕立海辺、往還、両市中、遠賀川筋絵図等ニ至迄被相渡之、猶測量方通行筋所々御番所取計方、其外御代官、島番等自分勤之儀、又測量方出会之面々末々ニ至迄服躰之儀等口々ハ相伺候ニ付、夫々及差図、測量方自然尋も可有之と見込候廉々は、兼而口々エ答振相含置、事々御手筈通相調無滯御領内測量相濟、勿論御領内測量相濟段は、御直様方ハ御届無之趣ニ付、此方様ニも御届無之、右測量御用方々相濟候ニ付、文化十一年九月、測量御用ニ掛り合面々、御用人を初メ末々ニ至迄御賞譽有之、右之次第、左ニ標目をあげ委細ニしるし、卷之末ニハ測量方エ村々ハ書上之控を初メ、村々ハ掛り役エ差出候下調子書上写、同指出候絵図をも縮メ、写ニ至迄全部二十二冊ニ記之

原左太夫

申二月、原左太夫ハ郡奉行ハ差出候書付

伊能勘解由・坂部貞兵衛ハ引合候覚

日本輿地之図

一、此節、日本輿地之図御仕立御用二付、国々致測量候二付、御領内御取扱筋之儀、御並様為御聞

合被下、肥後・薩摩等御同様、測量筋都合宜御世話被成下候様、仕度候事

附廻り之役人

一、御領中始終附廻り之役人老頭何卒御指出被下、海辺島々休泊所之儀、不案内之場所測量之都合等、御附廻御世話被下候様、仕度候事

海辺之絵図

一、御領内海辺之絵図、荒方二御仕立為御見被下候様、仕度候事

手伝之人夫

一、測量手伝之人夫之内、六、七人も物馴候者附廻り二被仰付度候事

一、先触之儀、前廉二指出可申候二付、御領境目ハ二、三宿も前ハ右役人御指出被下度候事

泊処・賄

一、自分共休泊処并賄等之儀ハ、如何様二有之候而も宜敷御座候間、測量之方何卒無指支相濟候様、

仕度候事

都合宜

右之段、兩人ハ私ハ相頼候二付、右之趣意を以御役人中ハ申達、当夏秋二掛海辺測量之節、御都合

宜御世話被成下候様、仕度由二御座候

二月